

# 中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.100

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

## JXは業転排除：品確法に関して新たな契約

- JXは7月31日付けで、各特約店に対して、品確法に関する新たな契約「揮発油の品質確保に関する契約書」を8月31日までに締結するように、各特約店へ送付、説明を開始しています。  
皆さんご存知のように、公正取引委員会の報告書で、系列SSへ業転を入れても特約解除やマーク剥奪は「優越的地位の乱用」で認められないことは、ご承知のことと思います。

- 今回のJXの新たな契約は、あくまで「品確法」の問題です。

品確法の施行規則が改正は以下です。

	《改正前》	《改正後》
前提条件	なし	主たる流通経路に係る全ての者が品質に責任をもつ場合
要件1	流通経路が一定	主たる流通経路が一定
要件2	途中で品質の変更が加えられないこと	品質規格に適合しない揮発油を販売しないことが確実

- つまり、系列SSでも「全ての商流参加者で品質に責任」を持つという契約が必要になったのです。

「揮発油の品質確保に関する契約書」の締結が必要 ⇒ 連帯損害賠償契約

同契約書（第9条）「解約等」

「JX系列玉と業転玉を混合して販売」した時には、「直ちに『品確法契約』を解除できる」

「標識に関する預かり証」を1SS毎に、特約店・販売店 ⇒ JXへ提出

同預かり証 2. ③ ※貴社=JX（中澤注）

「貴社から指定商標等の使用停止を求められたときには、指定商標等の使用を停止し、商標等を速やかに貴社に返還します」

- 結論：ガソリンの業転を入れたら「マーク返還します」と特約店・販売店からJXへ一方的に差入（双務契約ではない）

## <元公取委の大東弁護士から独禁法に関するコメントをいただきました>

今回の契約書再締結の件は、業転玉が品質的に極めて危険で、看板を掲げる元売として到底責任をとれないような劣悪品であるというのであれば、分からないでもありません。

しかし、資源エネルギー庁の平成27年2月20日付け「揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正について」には、「昨今、ガソリンスタンド間における厳しい競争環境の中、一定の流通経路を保ちつつも、一部を当該流通経路以外から仕入れる販売業者が一定数存在している一方、揮発油に係る品質検査では、品確法で定める規格に満たない不適合品が確認される件数は極めて僅少に推移している。」とあります。

そして、流通経路が一定という外形的な担保によらずとも、「主たる流通経路」の関係者が品質に責任を持つ場合は分析頻度を軽減できるとしています。

つまり、資源エネルギー庁が、「業転玉は安全だから、『主たる流通経路』さえ責任を持ってもらえれば、分析頻度を軽減できる」と言っているようなものです。

それにもかかわらず品確法の再契約と従来同様の調整が交換条件であるかのように感じさせつつ、業転玉を販売すれば直ちに契約を解除するという内容の契約書を締結させることは、行きすぎであり、優越的地位の濫用と言われてもやむを得ない行為ではないかと思えます。

## 業界再編情報

先週のSS経営セミナーに多数の方にご参加ありがとうございました。セミナー後の動きです。

実質的に、JXとTGの経営統合は「時間の問題（秒読み段階）」だとお分かりになっていただいたと思います。

- 最も早い場合は、明日（8月14日）のTGの中間決算公表に合わせて行われる可能性があります。

- 9月までには公表されている可能性が強いです。

- 少なくともJXとTGの精製統合 ⇒ 根岸、JX堺の閉鎖は近いと思えます。

- 特にTGのブランド料3円（6.5円から△3.5円）、[平均1円～2円の値下げ] + [原油の大幅下落] で、明日、通期の下方修正が公表された場合には、再編に加速度がつきます。

- TGの異常な在庫評価益（4-6月期229億円）の影響もありますので、どこかの時点での下方修正は必須です。

- 色々な業態で、色々な変化が生じています。

何とか、「業界再編」を乗り切り、生残りましょう。